

開会	事務局長	ただいまから令和元年度第6回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員、■■■■委員以上の4名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は10名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
	議長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案 第2号議案	議長	それでは議事に入ります。議案第1号「農用地利用集積計画（第60号）について」と関連ございますので議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題とします。合わせて説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議長	ありがとうございました。第1号議案、第2号議案合わせて説明が終わりました。説明が終わりました。ご質問がありましたらお願いします。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第1号「農用地利用集積計画（59号）について」提案とおり異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
	議長	議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」提案とおり異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
議案第3号	議長	続きまして議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。■■■■の案件について■■■■推進委員報告をお願いします。
	■番	■■■■担当の■■■■です。受付番号3-15について報告します。場所は■■■■および■■■■の■■■■に位置します。9月23日に■■■■農業委員同行のもと調査しました。譲り受け人の■■■■は都合で日程が合わなかったため電話でお話を聞きました。概要でございますが申請者である譲り渡し人は■■■■にお住まいの方で遠方であることやまた高齢であるため申請地を耕作することが困難であることから今回譲渡

		したいとのことでした。譲り受け人につきましては今回農地を譲り受け米を中心に野菜づくりを行い規模拡大を図りたいとのことでした。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。続きまして■■■■の案件■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号3-16について報告します。場所は航空写真綴りにありますように■■■■の町境のところにあります■■■■が■■■■でありまして■■■■を飼っておられます。この案件は規模拡大と労力不足と書いてあるんですが現況写真を見てもらえるとわかるんですが農場のほうから撮られているんですが茶色ところが法面になっています。これが去年の7月豪雨で崩落いたしましたちょうど■■■■の■■■■の田んぼへ流れ込みまして両者協議した結果■■■■が買いますとなりました。事務局と話をしたんですが三年耕作という縛りがあるんですが1種農地でもありますし法面を直しながら作付けしていくということでありまして。ご審議よろしく申し上げます。
	議長	ありがとうございました。3号議案についての説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	事務局長	航空写真は1から3ページ、現況写真は1から8ページに載せております。3-15の最後の筆の■■■■と■■■■ですが非常に広い土地となっております6、7ページに分かれて載せております。先程ありました3-16の■■■■ですがそこに■■■■の方と確認して3作は付けると確認はしております。
	■■番	■■■■は家を探されていて家を買われて農地は家の周りにあります。それを耕作して野菜を作ったりするということでお話は聞きました。面積が8反ほどあるのですが元々農家の方でないので3反以上経営をするということで問題ないと思います。
	事務局	田んぼについては圃場整備された1種農地です。
	議長	ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようでしたら採決に移ります。 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第4号	議長	議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-4について報告します。場所ですが■■■■に■■■■がありますその上がりかけに■■■■

		<p>■があります。そこから■ほど行ったところにあります。9月24日に■と調査しました。この農地は農振地区外で第2種農地になります。農地を転用して■にされるものです。現況写真の9ページにありますように現在すでに建物が建っております。農地を耕作以外の目的に使いたいとのことで申請が出されています。問題はないかと思われます。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p>
	■番	<p>この建物は200㎡以下だと思うんですがそれだと届け出でいいのではないのでしょうか。</p>
	事務局長	<p>申請書類には建物面積は書いてないのですが奥のところも合わせて駐車場用地として全て使用したいということで全筆の転用申請が出ております。</p>
	議長	<p>他にございませんか。今の■の案件については残った農地も他へ流用したいということでこの1筆全体を地目変更へ宅地に変更するという事で農業用倉庫の場合は200㎡以下の場合は届けだけでいいわけですが4条申請で対応されたということでございます。他にございませんか？ 無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の許可をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</p>
議案第5号	議長	<p>続きまして議案第5条「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。</p>
		<p>(事務局説明)</p>
	議長	<p>ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-30から5-34について■推進委員報告をお願いします。</p>
	■番	<p>■地区担当の■です。受付番号5-30について報告します。場所は■から■へ■の■の■になります。9月25日に■委員と私と二人で現地調査をしました。譲り渡し人は耕作の意思がないので売却し太陽光発電を設置するものであります。周りの農地への影響を及ぼすことも考えにくくまた必要書類も全て揃っておられまして問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。引き続き5-31について報告します。場所は■の■に■の■になります。9月25日に私と■委員と二人で現地調査を行いました。譲り渡し人は高齢により耕作困難な状況にあるため譲り受け人の要望に応じて申請地を売却したものであります。譲り受け人は売電事業に新規参入し安定した売電収入を得るため申請地を譲り受け太陽光発電設備に転用して太陽光パネルを設置するものであります。周りの農地に影響を及ぼすことは考えにくいいためまた必要書類も揃っており問題ないと思われます。引き続き5-32について報告</p>

		<p>します。場所は■■■■の■■■■の■■■■にあり■■■■を抜けて一番下の■■■■のすぐ■■■■にあります。5-34については隣接した田んぼであります。譲り渡し人は高齢により耕作が困難な状況にあるため譲り受け人の要望に応じて申請地を売却したものであります。譲り受け人は売電事業に新規参入して安定した売電収入を得るため申請地を譲り受け太陽光発電設備に転用して太陽光パネルを設置するものであります。続いて5-33について報告します。場所は■■■■の■■■■の■■■■の位置にあります。9月25日に■■■■委員と私と二人で現地調査を行いました。理由は同じ調査内容であります。5-34について報告します。先程も申したように5-32と隣地の田んぼであります。ここも9月25日に■■■■委員と私の二人で現地調査を行いました。理由は先程と全く同じであります。以上、5箇所の太陽光発電の報告を終わります。審議のほどよろしくお祈いします。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。5-35の案件、■■■■推進委員報告をお願いします。</p>
	■■■■番	<p>■■■■地区担当の■■■■です。受付番号5-35について報告します。場所ですが■■■■で■■■■より■■■■ほどいったところへ■■■■という■■■■があります。その事務所のすぐ裏、■■■■になります。去る9月24日に■■■■と調査しました。この農地は休耕中で2種農地になります。譲り渡し人は耕作が困難ということで農地を売却し譲り受け人が太陽光発電パネルを設置されるものです。再生可能エネルギー発電事業計画も認定済みですし提出資料も揃っていますし近隣にも支障はないと思われます。以上です。</p>
		<p>ありがとうございました。続きまして5-38の案件■■■■推進委員報告をお願いします。</p>
	■■■■番	<p>5-38について報告します。場所ですが■■■■より■■■■のところへ■■■■という■■■■があります。その■■■■から■■■■くらいいったところになります。調査日ですが9月24日に■■■■と調査をしました。また当家の■■■■からも話を聞くことができます。この農地は畑で休耕地で第2種農地になります。現在、農業振興地域の除外申請中とのことです。ここへお孫さんと農地の貸し借りを行ない農地の転用をしてお孫さんの住居を新築されるようでございます。近隣にも支障もなく問題ないと思われます。航空写真は16ページです。以上です。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。議案5号についての説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。</p>
	■■■■番	<p>5-32と5-34はそれぞれに太陽光発電されるのですか？それとも二つ合わせて一つの太陽光発電を？</p>
	■■■■番	<p>二つ合わせてだと思います。</p>
	■■■■番	<p>360枚を合わせてということですか？</p>
	■■■■番	<p>そういうことです。</p>

	■番	事務的にわかるようになればいいなと。
	事務局長	二筆で重なっている部分がございます。なので合わせて360枚でございます。修正をお願いします。
	議長	並べて段を一つにしてもらえたら分かるかと思います。
	事務局長	所有者で出てきたので受付番号を分けてしまいましたが次から中を見てそういう記載にしたいと思います。
	議長	このところ県下でも太陽光の申請が非常に増えております。特にこの■ ■については常に49.5kwの電力供給するように十分な余力をもったパネルの設置をしているんだろと思いますがこれで採算が合うかどうかわかりませんがこの■というのが今回初めて町内で出てきた会社だろと思いますが。他にございませんか。無いようなので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
	議長	続きまして議案第6号「農地利用状況調査による非農地承認について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	この中に宗教法人が農地を持っているんですが宗教法人は農地を持てるんですか？
	事務局	持てます。非課税です。
	■番	うちのほうで宗教法人が農地を寄付といった時にそれはできないよというのがあって個人の名前で農地をというようにされたもので宗教法人は農地をもてないのかなと。
	事務局	何年か前に法律が変わっていますから会社でも農地を持てるようになってますし。ですから住職さんご本人の名義にされるかたもいますが今は法人でも宗教法人でも持てる形になっています。
	議長	この宗教法人は明治か大正くらいからお寺のものなんです。お寺が相当数持っていたものが農地改革によって耕作者に譲り渡されたということでその残りがまだあるんです。宗教法人が土地を持った場合、お宮付近で活動以外の収益目的で山林等買った場合は所得税の対象となります。地元の森林管理組合が持っていた山を全部お宮へ寄付したとかは課税の対象となります。
	■番	相談員が非農地として提出されていると思うのですが農業委員、推進委員も同意ということで良いですか？
	事務局	地権者の人が私の土地のここも非農地になっているんじゃないかなというのを言われるんです。そうすると早めに行ってみたりというのが多々あります。写真を撮って帰って復命を出しています。

事務局長	<p>この場で承認を頂くという形になっておりますので。今年も農地パトロールをして頂いていると思うのですがその筆についてもまたうちのほうで再確認をしております。両方で確認をしまして写真も撮らないと法務局が認めてくれないので提出された状況報告書をもとに現地について写真を撮る。その都度たまった案件を総会に提出してみなさんの承認を得ているという流れになっていきます。それに今言いましたのは農地パトロールのときにこちらから非農地通知してまだ他にもあるよというものに関してはここに書いてあるように早急に現地について確認のうえこの総会の議案として提出して頂いてみなさんの承認を得たいと考えています。</p>
議長	<p>お互いがパトロールをして非農地と判定したものが今尚承認に出していないものがありますが県のほうの指導で山林以外は原則非農地はだめよと。要するに庭になっているときは庭式の転用申請を取りなさいよと。要するに地目変更で対応しなさいよという指導がありますので非農地認定をしたものは基本的に全て山林という整理で総会へ諮ってあるということですので今回再調査といいましょうか聞き取り調査を依頼をされとる中にはそういう宅地とか道路とかもあると思いますので基本的にはB判定するものは林野化されているものへ特化してB判定、それ以外のもは地目変更を指導するというご理解を頂いたらいいと思います。</p>
事務局	<p>基本的には会長が言われたように山林化したものしか非農地扱いしてないのですがこの前法務局のほう公道になっているところもいいですよと言われたので前回と今回の道路になっているところも急ぐということがありましたので出してあります。それと合わせて町有地で町道敷きになっていて農地で生きているものがありますそういったものについては今現在調査をしていますから建設課のほうと連携をとって地目のほうを変更してもらうような手続きをしていきたいと思えます。</p>
事務局長	<p>非農地証明は農業委員会のサービス事業になりますので法務局の中ですのでに公衆用道路になっているものは非農地通知の案件に入れてもいいですよという返事を頂きましたのでこの非農地承認の中に町有地に限りませんがそれが出てくることもありますので協議のほうよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは議案第6号の採決に移らせて頂きます。 議案第6号「農地利用状況調査による非農地承認について」提出の通り承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので提案通り挙手することとします。</p>

以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。

令和元年10月29日

■

■番
■委員

■番
■委員